

## 地方公会計の整備促進に関する意見書

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところである。

この通知に基づき、統一的な基準による財務書類等の作成、活用を進めるに当たっては、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各地方公共団体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう支援策を講ずる必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 統一的な基準による財務書類等を可能な限り早期に作成するため、その基礎資料である固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、適切な財政措置を講ずること。
- 2 統一的な基準による財務書類等を作成するに当たり、さまざまな相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。
- 3 統一的な基準による財務書類等を作成・活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における地方公共団体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後、財務書類等を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議会議員向けの研修も充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

} 宛(各通)